

住宅関係助成制度について

1. 若者定住住宅取得奨励金事業について

【対象】

45歳以下で自らが定住する目的で新築若しくは増築し、又は新築住宅を購入した者で平成29年3月31日までに対象となる住宅が完成し保存登記が完了するもの。

○新築住宅：自己の居住用に新たに建築された一戸建て住宅又は併用住宅で、居住用部分の面積が70㎡以上の住宅。

○増築住宅：親世代との同居を目的とした居室を建設するもので、居住用部分の面積が30㎡以上の住宅。

【奨励金の額】

1. 新築住宅・・・100万円 2. 増築住宅・・・ 30万円

【申し込みの時期】

建築契約の日から起算して2ヶ月以内に、必ずお申し込みください。

※いずれの家屋も保存登記をしていただくことが必要です。

2. 津野町木のいえ普及促進事業について

【事業の概要】

この事業は、高知県が県内産木材の振興・林業の活性化を推進するため実施している助成制度「こうち木の住まいづくり事業費補助金」に町が上乘せして補助金を交付するものです。

【こうち木の住まいづくり助成事業とは】

県内産乾燥木材を使用（柱など基本部位に材積の70%以上）した新增築住宅や県内産乾燥木材を使用したりリフォーム工事に対してその木材の使用量などに補助金が交付されるものです。

【町の補助を受けるための要件】

高知県の助成事業「こうち木の住まいづくり事業費補助金」を申請し認定された住宅

【補助金の額】

県の補助金額を算定基準として、県補助金の2分の1を補助します。上限は50万円です。

【申請の時期】

高知県の実施する「こうち木の住まいづくり事業費補助金」交付決定の日から30日以内

3. 住宅太陽光発電システム設置費補助金について

【対象】

- ① 町内に自ら居住する住宅、または町内に居住を予定し、新築住宅等に住宅用太陽光発電システムを設置する方
- ② 電力会社と電灯契約を締結されている方
- ③ 1設備の最大出力は10KW未満であること
- ④ 町税等を滞納していない世帯

【補助金額】

太陽電池モジュールの公証最大出力1KWあたり 5万円（上限額：20万円）

【申請の時期】

太陽光発電システム設置工事の着工前

【留意事項】

既設しているものや交付決定前の事前着工は対象となりません。

また、全量売電の場合は対象となりませんのでご注意ください。

上記、住宅関連工事の着手を予定されている方は、まずはご相談ください。

お問い合わせ先 企画調整課 55-2311